

国勢調査令の一部を改正する政令の概要について

1 改正の趣旨

平成 27 年国勢調査を円滑かつ正確に実施するため、内閣府統計委員会の答申（平成 26 年 10 月 20 日）を踏まえ、調査事項の追加及び削除を行うとともに、オンライン調査の全国実施など調査方法等を見直し、これに伴う改正を行う。

2 改正の内容

(1) 調査事項の追加及び削除

① 「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」の追加

東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、両調査事項を追加する。

② 「住宅の床面積」の削除

上述①の調査事項を追加することに伴い、報告者の負担軽減を図るため、本調査事項を削除する。

(2) 調査方法等の変更

① オンライン調査の全国実施

国勢調査の効率的かつ円滑な実施や報告者の利便性向上のため、オンライン調査を全国的に実施できるようにする。

② 共同住宅等の管理・運営団体への国勢調査員事務の委託

地方公共団体からの要望を踏まえ、国勢調査の効率的かつ円滑な実施のため、秘密の保護に関する必要な措置を講じた上で、共同住宅等における国勢調査員の事務を共同住宅等の管理・運営団体に委託できるようにする。

③ 郵送回収における調査票の受領等の民間事業者への委託

市町村の事務負担の軽減を図るため、秘密の保護に関する必要な措置を講じた上で、郵送回収における調査票の受領、市町村別・調査区別の仕分け及び各市町村長への送付等の事務を総務大臣が民間事業者に委託できるようにする。

(3) その他所要の改正

3 施行期日

平成 27 年 8 月 7 日